

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【公開番号】特開2016-161339(P2016-161339A)

【公開日】平成28年9月5日(2016.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2016-053

【出願番号】特願2015-38899(P2015-38899)

【国際特許分類】

G 01 C 21/34 (2006.01)

G 09 B 29/10 (2006.01)

G 09 B 29/00 (2006.01)

【F I】

G 01 C 21/34

G 09 B 29/10 A

G 09 B 29/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月29日(2018.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2地点間を移動した経路の履歴から、現在設定されている出発地が前記2地点間における一方の地点から所定の範囲内に位置し、且つ、現在設定されている目的地が前記2地点間における前記一方の地点とは異なる他方の地点から所定の範囲内に位置する経路を抽出する抽出手段と、

前記出発地から前記目的地までの間に前記抽出した経路上の経由地を経由する第1経路と、前記出発地から前記目的地までの間に前記経由地の少なくとも一つの経由地について代替経由地を経由する第2経路を比較し、比較結果に基づいて何れかの経路を提示する提示手段と、

を備えることを特徴とする提示装置。

【請求項2】

請求項1に記載の提示装置であって、

前記提示手段は、前記経由地と同じカテゴリであって、当該経由地から所定の範囲内に位置する利用可能な施設を前記代替経由地とすることを特徴とする提示装置。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の提示装置であって、

前記提示手段は、前記第1経路の移動距離と前記第2経路の移動距離又は予想移動時間を比較し、その差が基準距離又は基準時間より短い場合に前記第1経路を提示し、その差が基準距離又は基準時間より長い場合に前記第2経路を提示することを特徴とする提示装置。

【請求項4】

請求項1乃至3の何れか一項に記載の提示装置であって、

前記提示手段は、前記第1経路上の経由地が利用可能時間が設定されている施設である場合において、当該施設の利用可能時間を示す利用時間情報を参照し、当該施設への予想到着時刻が利用可能時間外である場合には、当該予想到着時刻に利用可能な施設を前記代

替経由地とする前記第2経路を提示することを特徴とする提示装置。

【請求項5】

請求項1乃至4の何れか一項に記載の提示装置であって、

前記提示手段は、前記第1経路上の経由地が施設である場合において、当該施設が経路上の上り車線又は下り車線の何れの車線沿いにあるかを示す車線情報を参照し、当該施設が目的地に向かう車線沿いにない場合には、当該目的地に向かう車線沿いにある施設を前記代替経由地とする前記第2経路を提示することを特徴とする提示装置。

【請求項6】

請求項1乃至5の何れか一項に記載の提示装置であって、

前記提示手段は、前記経由地が補給材の補給施設である場合には、前記2地点間を移動した時点での補給材の価格と現在の補給材の価格を比較し、現在の補給材の価格から前記2地点間を移動した時点での補給材の価格を差し引いた値が基準価格より高い場合には、その差が小さくなる価格で補給材を補給可能な補給施設、又は、前記2地点間を移動した時点での補給材の価格より低価格で補給材を補給可能な補給施設を前記代替経由地とする前記第2経路を提示することを特徴とする提示装置。

【請求項7】

請求項1乃至6の何れか一項に記載の提示装置であって、

前記提示手段は、前記第1経路又は前記第2経路を提示する際に、当該経路の経由地又は代替経由地を個別に除外可能に提示し、除外することが選択された経由地又は代替経由地を除外した経路を探索して提示することを特徴とする提示装置。

【請求項8】

請求項1乃至6の何れか一項に記載の提示装置であって、

前記提示手段は、前記第1経路又は前記第2経路を提示する際に、当該経路の経由地又は代替経由地を個別に除外可能に提示し、除外することが選択された経由地又は代替経由地と同じカテゴリであって、所定の範囲内にある別の代替経由地を通る経路を提示することを特徴とする提示装置。

【請求項9】

提示装置による提示方法であって、

2地点間を移動した経路の履歴から、現在設定されている出発地が前記2地点間における一方の地点から所定の範囲内に位置し、且つ、現在設定されている目的地が前記2地点間における前記一方の地点とは異なる他方の地点から所定の範囲内に位置する経路を抽出する抽出工程と、

前記出発地から前記目的地までの間に前記抽出した経路上の経由地を経由する第1経路と、前記出発地から前記目的地までの間に前記経由地の少なくとも一つの経由地について代替経由地を経由する第2経路を比較し、比較結果に基づいて何れかの経路を提示する提示工程と、

を含むことを特徴とする提示方法。

【請求項10】

コンピュータを、

2地点間を移動した経路の履歴から、現在設定されている出発地が前記2地点間における一方の地点から所定の範囲内に位置し、且つ、現在設定されている目的地が前記2地点間における前記一方の地点とは異なる他方の地点から所定の範囲内に位置する経路を抽出する抽出手段、

前記出発地から前記目的地までの間に前記抽出した経路上の経由地を経由する第1経路と、前記出発地から前記目的地までの間に前記経由地の少なくとも一つの経由地について代替経由地を経由する第2経路を比較し、比較結果に基づいて何れかの経路を提示する提示手段、

として機能させることを特徴とする提示プログラム。

【請求項11】

経路の履歴を抽出する抽出手段と、

前記抽出した経路上の経由地を経由する第1経路と、前記抽出した経路上の経由地の少なくとも一つの経由地について代替経由地を経由する第2経路を比較し、比較結果に基づいて何れかの経路を提示する提示手段と、  
を備えることを特徴とする提示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項10に記載の発明は、コンピュータを、2地点間を移動した経路の履歴から、現在設定されている出発地が前記2地点間ににおける一方の地点から所定の範囲内に位置し、且つ、現在設定されている目的地が前記2地点間ににおける前記一方の地点とは異なる他方の地点から所定の範囲内に位置する経路を抽出する抽出手段、前記出発地から前記目的地までの間に前記抽出した経路上の経由地を経由する第1経路と、前記出発地から前記目的地までの間に前記経由地の少なくとも一つの経由地について代替経由地を経由する第2経路を比較し、比較結果に基づいて何れかの経路を提示する提示手段、として機能させることを特徴とする。

請求項11に記載の発明は、経路の履歴を抽出する抽出手段と、前記抽出した経路上の経由地を経由する第1経路と、前記抽出した経路上の経由地の少なくとも一つの経由地について代替経由地を経由する第2経路を比較し、比較結果に基づいて何れかの経路を提示する提示手段と、を備えることを特徴とする。